（１）受診者への対応

【受診者来日前】

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
1	受診者について、医療情報だけでなく、具体的な希望を的確に把握している。	安全な医療サポート
	1-1. 相談すべき医療機関の選択に際して、受診者の希望を考慮し、医療情報に基づいて適切に判断している。	安全な医療サポート
	1-2. 受診者が本当に日本での受診を必要としているか、受診者の立場を利用して入国しようとしていないか確認している。	法令遵守
2	受診すべき医療機関の選択に際して、利害を優先した故意の誘導を行わない。	安全な医療サポート
3	医療機関からの指示や説明を的確に受診者に伝えている。日本の医療機関受診が疾患の完全な治癒を保証するものではないと説明し、日本での受診について過度の期待を抱かせないようにしている。	法令遵守 安全な医療サポート
4	来日準備中に次の点についても受診者に説明し、理解を得ている。	安全な医療サポート
	・日本の医療機関の受診プロセス、来日前に受診医療機関を決めておく必要性	法令遵守
	・医療滞在ビザを含むビザに関するルール	
	・習慣の違い、日本の医療機関の特徴	安全な医療サポート
	・医療機関内のルール	
	・保険制度等一般的な医療制度	
	・旅行傷害保険への加入の必要性	
5	上記4を踏まえて受診者と医療コーディネートに関する契約、個人情報の取扱いに関する契約を結んでいる。	法令遵守
	5-1. 受診費用がいくらになるのか、受診費用以外の費用がいくらになるのかを明示している。	安全な医療サポート
	5-2. 受診費用を事前に収受している。	
	5-3. 預かった受診費用を適切に管理している。	
	5-4. 想定以上の受診費用がかかる可能性を考慮し、受診者の支払い能力を確認している。	
6	受診医療機関との相談・確認を経て受診予定を設定し、初診予約をしている。	安全な医療サポート
	6-1. 受診者の体内デバイスを確認し、医療機関に報告している。	
	6-2. 受診者の現状、感染症有無を確認している。	
7	医療滞在ビザ等日本へのビザを適切に利用し、そのための体制整備をしている。 ・受診予定及び日本での滞在予定に無理がない ・同伴者が適切である ・数次ビザの必要性判断が適切である ・在留資格の判断ができている ・受診者の現状に合った渡航経路を予定している ・受診者の滞在場所について確認を行い、必要があれば事業者が適切な場所を予約している	法令遵守
8	日本入国時のルールを確認し、受診者に伝えている。	安全な医療サポート
9	仲介者を通じて受診者とやり取りを行う場合、 9-1. 事業者が遵守すべき事項を仲介者にも理解してもらい、その趣旨に基づいて受診者とのやり取りを行うよう指示し、確認している。 9-2. 仲介者より、事業者の提供するサービスについて照会があった場合、保持する記録・根拠に基づいて適切な情報開示ができる。	安全な医療サポート

【受診者来日中】

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
10	医療機関の指示に基づいて受診している。	安全な医療サポート
	10-1. 予約した日時に受診し、受診内容を確認するために必ずアテンドをしている。	
	10-2. アテンドは、受診内容についてよく理解している担当者が行っている。	
	10-3. 通訳の品質を管理している。医療機関からの指示が口頭であるか書面であるかに関わらず正確に受診者に伝えている。	
	10-4. 医療機関受診のルールを遵守している。	
	10-5. 安全にトラブルなく受診することに努めている。万一医療機関からの指摘や注意があった場合は、すぐに受診者に伝えて改善に努める。	
	10-6. 受診者が受診費用の値引交渉等で医療機関に迷惑をかけることのないよう、医療機関との連絡は担当者を通して事業者が行うことを徹底している。	
11	事前に予約のない医療機関に受診者を連れて行くことをしない。	安全な医療サポート
12	受診者の希望が最終的に叶えられない状況となっても、受診者に明確にその理由を伝え、理解を得ている。	安全な医療サポート
13	受診者の滞在予定、滞在場所、連絡先を常に管理し、受診者と連絡を取っている。	安全な医療サポート
	13-1. 受診者の同伴者の行動を常に把握している。	
	13-2. 宿泊や移動に関する手配は、関連法令等を遵守して行っている。	法令遵守
14	仲介者が存在する場合、情報の取扱いに十分注意の上、必要に応じて仲介者と情報共有をする。	安全な医療サポート

【受診者帰国後】

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
15	診療内容や医療機関（担当医師）の指示に応じて、適宜受診者と連絡をとることができる。	安全な医療サポート
16	受診者の希望に応じて、帰国後でも受診した医療機関と適切に相談ができる。	安全な医療サポート
17	仲介者が存在する場合、情報の取扱いに十分注意の上、必要に応じて仲介者と情報共有をする。	安全な医療サポート

（２）医療機関への対応

【受診者来日前】

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
18	医療機関との契約・提携により受診者の受診可否を相談している。 契約・提携のまだない医療機関に対しては、訪日外国人診療の可否を確認し、医療機関の方針及びルールを確認した上で合意をする。	安全な医療サポート
	18-1. 医療機関が定めた訪日外国人窓口に適切に連絡をしている。 18-2. 相談開始時に、受診の可能性が未確定でキャンセルもあり得ることを伝え、了解を得ている。 18-3. 訪日外国人に特別に適用される受診手続き及びルールを確認している。	安全な医療サポート
19	受診者の受診可否判断に必要な医療情報（医療機関からの指示に基づく医療情報）を的確、適切に提供している。個人情報の取扱いに十分注意している。	法令遵守
	19-1. 医療情報とともに受診者の希望を具体的に伝えている。 19-2. 受診者の基本的な疾患と既往歴を把握し、それに基づいて適切な医療機関と受入れ可否相談をしている。 19-3. 受診者来日時の同伴者についても事前に確認して伝えている。	安全な医療サポート
20	緊急時の連絡先、対応方法を相互に確認している。	安全な医療サポート
21	受診者の居住国・地域の感染症蔓延状況を可能な限り確認し、来院する者全員の感染リスクに注意を払っている。	安全な医療サポート
22	独占契約を要求しない。	法令遵守

【受診者来日中】

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
23	受診内容及び受診費用の確認を医療機関と綿密に行い、予定変更等の場合には都度受診者の同意を得ている。	安全な医療サポート
24	受診者の入院中は特に密に医療機関の担当者と連携し、情報を共有している。	安全な医療サポート
25	通訳は、医療通訳の資格を有する者またはそれと同等レベルの者が行うか、医療通訳経験者が行う等の通訳利用のルールを設定する。通訳の場面によっては、医療機関と受診者からの合意を得た上で、通訳が可能とみなされる者が担当することも検討できる。 25-1. 診療時の会話と通訳内容を録音する際には、その場にいる関係者に承諾を得てから行っている。	安全な医療サポート
26	受診者の要望等により万一医療機関のルールに明確に沿わない事項が発生した場合は、医療機関に報告、相談し、受診者との協議の場を設ける等適切な対応をしている。	安全な医療サポート
27	医療機関とあらかじめ合意した業務を最後まで履行している。	信用
28	受診状況を的確に把握することで、受診者の診療スケジュールを常に管理し、必要に応じて次回受診予約等をしている。	安全な医療サポート
29	受診スケジュールに合わせた支払いスケジュールが設定できるよう、医療機関と適宜適切な調整をしている。	安全な医療サポート
30	受診後の精算は、事前に合意した条件に基づいて遅延することなく行っている。	信用
31	受診者の帰国後に必要となる診療、服薬等を母国で適切に実施することができるかを事前に確認することができる。（受診者の責任において医療機関からの指示を帰国後も守ることができるようにしている。）	安全な医療サポート

【受診者帰国後】

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
32	医療機関の指示があった場合、受診者の帰国後の様子を報告することができる。	安全な医療サポート
33	処方等について、医療機関の指示に従って受診者に説明している。	安全な医療サポート

（３）関係省庁、関連団体等への対応

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
34	医療滞在ビザ身元保証機関としてのルールを遵守している。そのために必要な体制整備をしている。	法令遵守
35	関連団体等によって定められたルールを理解している。	信用
36	現場の課題や問題の把握に努めている。必要に応じて関係省庁に報告し、その解決策を相談する。	信用
37	関係省庁、関連団体等に対して、必要に応じて適切な情報提供をする。	信用

（４）事業者の実施体制、業務品質向上、プロモーション

	遵守すべき事項とその実施体制	カテゴリー
38	自らの業務の品質向上に努めている。コーディネーター、通訳の教育を行い能力向上に努めている。	信用
39	反社会的勢力を排除している。	信用
40	財務の健全性確保に努めている。	信用
41	国内外へのプロモーションを適切に行っている（写真・データ等著作物を無断で使用しない等）。	法令遵守
42	受診者、医療機関、事業者等関係者の名誉を傷つけない。	信用